

「工事」の登録を希望する建設業者で「準市内」として登録することができる要件について

「工事」の登録を希望する（業種「軽微」を除く）建設業者で「準市内」として登録することができる要件には、「川崎市内にある事務所が川崎市競争入札参加資格業者実態調査実施要領第3条（1）～（6）を満たす事務所で、かつ同条（7）を満たす事務所（建設業法上の営業所）と業務上の関係がある事務所」も含まれます。

必ずしも川崎市内に建設業法上の営業所がないと準市内業者として登録できないということではございませんのでご注意ください。

川崎市競争入札参加資格 業者実態調査実施要領（抜粋）

第3条 川崎市内に所在する本店又は支店の事務所として認める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、個人事業主は、財政局契約課長が特に認めた場合は、この限りでないものとする。

（中略）

（7）建設業の場合は、次の要件にも該当すること。

ア 許可標識、建設業法第40条の3に規定された帳簿類が備え付けられていること。

イ 経營業務の管理責任者は、資格要件を登記事項証明書等で確認できること。

ウ 登録した業種に係る技術者が専任配置されていること。

エ 専任配置されている技術者の自宅住所が通勤可能な距離であり、住民票等で確認できること。

オ 専任配置されている技術者が、本店又は他の支店と兼務していないこと。